

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々が多数います。

一方、親自身は、周囲の様々な影響を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親としての成長が育まれていきます。くわえて、子育てに取り組むすべての家庭を対象に、「親育ち」を支援することも必要なことです。

このような多様な状況を踏まえながら、行政にいま求められているのは、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域などと一体になりながら、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解をより深め、子どもを産み育てるという希望を支え、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことです。

羽幌町においても少子化問題は重要な課題であり、家庭における子育てを基本として、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりが期待されます。

本計画は、本町を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、地域、企業、学校など社会全体が協力して子育て支援に取り組むための指針となるものです。

以上のような子育てを取り巻く背景などを踏まえて、「羽幌町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）、第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、子ども・子育て支援にむけた施策を推進してきました。

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する」の3つを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すこととしています。

近年、総人口の減少、少子高齢化、出生数、合計特殊出生率の長期にわたる減少、核家族化の進行、子どもの貧困問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、子育てを地域社会全体で支援していくことが必要となっています。

本町の「第2期羽幌町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組を推進するため「第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、羽幌町の子どもと子育て家庭を対象として、羽幌町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

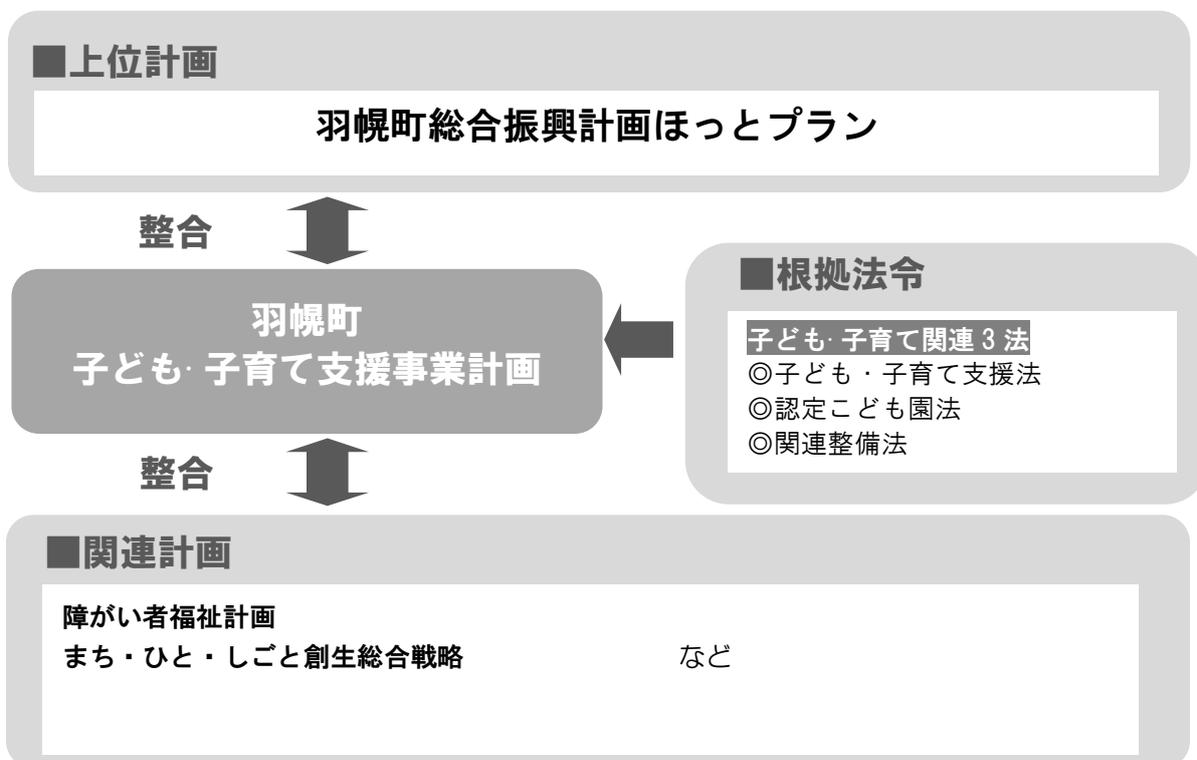
また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、子どもと子育て家庭に関わる施策、また、様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開することで、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を含むものとします。

### ■子どもの対象範囲について

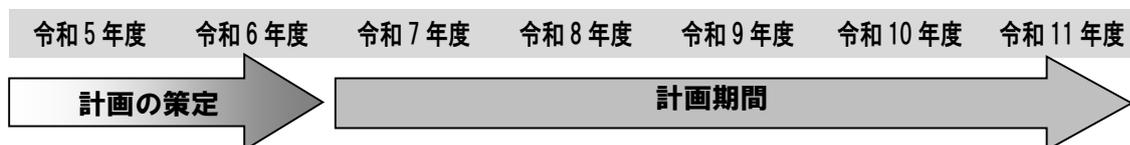
0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		養育支援事業 のみ一部対象	
子ども・子育て支援法(中心対象年齢)								



### 3 計画期間

○法の施行の日から5年を1期として作成します。

○本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



### 4 計画の策定体制

#### ■子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき「羽幌町就学前子育て支援審議会」（以下「就学前子育て支援審議会」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

